

羽村市学区審議会答申
(その1)

平成21年11月
羽村市学区審議会

1 はじめに

羽村市では、昭和 50 年以降の急激な児童・生徒の増加に対応するため、昭和 55 年に市内で 7 校目となる武蔵野小学校を、また昭和 57 年には市内で 3 校目となる羽村第三中学校をそれぞれ開校し、教育環境の整備に努めてきた。こうした中で、武蔵野小学校の開校にあたっては、富士見小学校の通学区域が、また羽村第三中学校の開校にあたっては、羽村第二中学校の通学区域がそれぞれ変更されてきた経緯がある。

さらに、その後、羽村第二中学校の急激な生徒増に対応するため、昭和 60 年に羽村第三中学校を増築し、羽村第二中学校の生徒の一部を羽村第三中学校に進学させるための通学区域の変更が行われるなど、この地域については、当時の急激な児童・生徒増に対応するため、3 回にわたり小中学校の通学区域の変更が行われてきた。

このような通学区域の変更は、当時の状況からやむを得なかった面があるが、その一方で、学校と地域との関係が分断されるなどの状況が生じてきたことも事実である。

しかし、近年では、松林小学校や羽村第二中学校などの児童・生徒数に見られるように、その後の少子化などにより、当時から児童・生徒数は大きく減少しており、地域の状況は変化してきている。

このような中、平成 21 年 8 月 3 日、松林小学校児童の保護者や地域住民から「松林小学校の卒業生全員が羽村第二中学校に進学できるよう」通学区域の変更を求める要望書が提出された。また、富士見小学校の卒業生についても、羽村第二中学校と羽村第三中学校に分かれて進学している状況にあること、さらに、羽村市が取り組んでいる小中一貫教育における小中学校の連携を進める必要性などから、このたび、当審議会に平成 21 年 10 月 30 日付 21 羽教教発第 1655 号により、「羽村第二中学校、羽村第三中学校及び富士見小学校の通学区域について」の諮問があった。

これを受け、当審議会では、同日より審議を始めたところであるが、松林小学校関係と富士見小学校関係では、過去の経緯などから、問題点が異なると判断し、それぞれ分けて審議することとした。このたび、松林小学校関係についての審議がまとまったので、答申その 1 として、提出するものである。

2 審議の経過

第 1 回の審議会では諮問理由の説明を受けた後に、審議内容を

審議事項 1：保護者等から要望書が提出されている松林小学校の卒業生が羽村第二中学校と羽村第三中学校に分かれて進学することになっている通学区域に関する事項

審議事項 2：富士見小学校の卒業生が羽村第二中学校と羽村第三中学校に分かれて進学していること及び小中一貫教育における小中学校の連携を踏ま

えた羽村第二中学校、羽村第三中学校及び富士見小学校の通学区域に関する事項

とに分け、審議事項 1 を先行して審議することを決定した。

審議事項 1 については、羽村第二中学校、羽村第三中学校そして松林小学校の現状や、通学区域を保護者等の要望に沿って変更した場合のシミュレーション等についての説明を受け、当時の状況から比べ羽村第二中学校及び羽村第三中学校とも生徒数が大きく減少しており、学区変更による学級数の増加など、施設面でも影響は少ないなどの共通認識に立った上で、教育的な観点など様々な角度から慎重に審議を行った。

審議の中では、要望書にあるとおり、松林小学校の卒業生全員が羽村第二中学校に進学できるよう通学区域を変更することについて、全ての委員が異論なく賛成であった。さらに、兄弟姉妹関係や友人関係など、子どもたちや保護者の希望などに柔軟に対応できる措置を導入することについても全員が賛成し、その方法として「羽村市公立学校通学区域等に関する規則」第 4 条に規定する指定学校変更によるか、羽村第三中学校にも希望があれば進学できるよう経過措置を導入する方法によるかについて審議を行い、最終的には、時限的な経過措置を導入することで合意を得た。

第 2 回の審議会では、これら合意内容をもとに答申その 1（案）について審議を行った。

3 審議結果

審議事項 1 については、松林小学校の卒業生全員が羽村第二中学校に進学できるよう通学区域を変更することに関して、審議会委員から何ら異論はなく、平成 22 年 4 月 1 日より松林小学校の通学区域全域が羽村第二中学校の通学区域となるよう規則を改正することが適当との結論を得た。

あわせて、今回の通学区域の変更に伴う措置として、平成 24 年度までの期間、羽村第二中学校へ入学することとなる松林小学校の児童については、中学校入学時に限り羽村第三中学校への入学も可能とすることが適当との結論であった。

4 おわりに

今回の答申その 1 は、長年にわたる保護者や地域住民等からの要望を受け、同じ小学校を卒業した子どもたちが同じ中学校へ進学するように通学区域を変更するという、当然の結論となった。われわれ審議会委員も、この点について子どもたちや保護者等の思いに応えることができるよう、審議を重ねた。当時の通学区域の変更は、急激な児童・生徒数の増加に対応するためのやむを得ない措置であったと考えるが、通学区域の変更は、友人関係や地域とのつながりなど子どもたちに大きな変化を強いるものである。

こうしたことから、今後、市内において大幅な人口増加が見込まれる状況が発生し、通学区域の見直しの必要性が生じたとしても、長期的な展望のもと、子どもたちの側には、地域住民との連携を大切にし、十分な検討と、関係者への丁寧な説明を行い、良好な教育環境の確保と、適正な通学区域制度の運用に努められることを求める。

【参考資料】

○羽村市学区審議会委員名簿

(平成 21 年 10 月 30 日現在)

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	加 瀬 哲 夫	元教育委員長
〃	川 津 絃 順	元小学校長
〃	矢 部 久 子	会社社長
町内会・自治会の 代表者	新 井 昭 生	神明台町内会長
〃	平 辰 男	緑ヶ丘三丁目町内会長
〃	戸 塚 雅 実	東台町内会前育成部長
〃	和 田 豊	富士見平第一町内会長
〃	安 藤 稔	羽村団地自治会副会長
PTA の代表者	荻 原 稔	富士見小学校 PTA 会長
〃	中 野 久 信	松林小学校 PTA 会長
〃	川 島 輝 美	武蔵野小学校 PTA 会長
〃	関 本 宇 一	羽村第二中学校 PTA 会長
〃	斎 木 栄 次	羽村第三中学校 PTA 会長
地区委員会の代 表者	鈴 木 将 史	青少年対策富士見地区委員会会長
〃	若 松 仁	青少年対策松林地区委員会会長
〃	斉 藤 亨	青少年対策武蔵野地区委員会会長
小・中学校長	坂 井 美 恵 子	富士見小学校長
〃	渡 邊 慎 吾	松林小学校長
〃	愛 甲 慎 二	武蔵野小学校長
〃	田 邊 靖 夫	羽村第二中学校長
〃	瀧 島 薫	校長会会長・羽村第三中学校長

○審議経過

(1) 第1回審議会

日時：平成21年10月31日（金）午後7時30分から9時30分

場所：羽村市役所4階 大会議室

内容：①教育長挨拶

②委員及び職員紹介

③審議会の所掌事項

④会長及び副会長の選任

⑤諮問

⑥議事

- ・ 羽村市学区審議会の傍聴に関する定めについて
- ・ 諮問事項の内容説明
- ・ 審議日程について
- ・ 審議

⑦その他

(2) 第2回審議会

日時：平成21年11月16日（月）午後7時30分から9時10分

場所：羽村市役所4階 特別会議室

内容：①第1回審議会の議事録について

②審議事項1に対する答申案について

③審議事項2について

④その他

○諮問文

写

羽教教発第 1655号
平成21年10月30日

羽村市学区審議会 殿

羽村市教育委員会

羽村市公立学校通学区域の一部を改正することについて（諮問）

羽村市公立学校通学区域等に関する規則（昭和44年教委規則第2号）
第5条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 羽村第二中学校、羽村第三中学校及び富士見小学校の通学区域について